

会津若松市 自主防災組織支援事業補助金

災害時に隣近所や地域の方々でお互いに助け合う『共助』による地域防災力の向上を目的とした活動を支援します！

1. 対象者

- ・新たに自主防災組織を設立しようとする町内会等
 - ・既設の自主防災組織
- ※これまでは設立時の支援のみでしたが、令和6年度からは新たに既設組織の活動に係る経費も支援の対象となりました

2. 対象経費

自主防災組織の設立や活動にあたって必要な…

- ・地域の防災マップや普及啓発資料の作成経費
- ・防災訓練などの実施に要する経費
- ・資機材や備蓄品などの購入経費 など



3. 補助金額

最大**10万円**（5万円＋世帯割：500円×世帯数）

※世帯割の上限額は5万円

※複数の町内会等の合同で組織する場合の世帯割の上限額は10万円

※1組織につき毎年度1回活用可能

※予算の範囲内での補助となります

『自主防災組織』とは？

地域住民が協力して「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識や連帯感に基づき自主的に結成する防災組織です。普段は、地域の危険箇所の確認や防災訓練などに取り組み、災害時には、可能な範囲での避難誘導や初期消火、救出などにあたります。市内でも自主防災組織を立ち上げ地域の防災活動に取り組んでいる町内会等があります。

補助制度に関することはもちろんのこと、自主防災組織の設立や活動に関する相談にもお応えいたします。危機管理課までお気軽にご相談ください。



自分たちの地域は自分たちで守る！



【お問い合わせ先】会津若松市役所 危機管理課 消防防災グループ

電話：0242-39-1227（直通）FAX：0242-26-6435

メール：bosaianzen@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp